

東日本大震災による被災者に係る 一部負担金等の還付を行います。

還付申請締切日 平成23年12月28日（共済組合必着）

東日本大震災により被災（住居の全半壊等）された組合員及び被扶養者については、本年7月1日以降当組合が交付した「一部負担金等免除証明書」（以下、「証明書」といいます。）を保険医療機関や保険薬局の窓口で組合員証に添えて提示をすることにより、医療費の一部負担金（1割～3割）が免除されています。

しかしながら、本年3月11日から「証明書」の交付を受けるまでの期間については、保険医療機関等で一部負担金をお支払いいただいていたので、当該期間等に係る一部負担金等の還付を行うことになりました。還付申請の方法は、次のとおりです。

【還付対象者】

- ① 平成23年3月11日～6月30日までの期間に免除要件に該当していたが、一部負担金等を支払った方
- ② 平成23年7月1日以降、証明書を提出できずに一部負担金等を支払った方

【還付申請書類】

- ① 一部負担金等還付申請書（共済組合事務担当課又は当組合ホームページの「申請書類一覧」から入手してください。）
- ② 医療機関等の領収書（原本）
- ③ 一部負担金等免除証明書の写し

【申請締切日】 平成23年12月28日（水）〔共済組合必着〕

【還付金の送金】

還付金は、平成24年3月に共済組合登録の組合員口座へ振り込みます。

※ 還付の対象となるのは、一部負担金、入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る標準負担額です。
差額ベッド代など、保険外の費用は還付の対象となりません。

「一部負担金等免除申請」の締切日について

申請締切日 平成23年11月30日（共済組合必着）

東日本大震災により被災された方からの申請により一部負担金等免除証明書（以下「証明書」といいます。）を交付していますが、次の要件による申請には締切りがありますのでご注意ください。

また、この「証明書」が無いと上記の一部負担金等の還付は受けられませんので、免除対象となる組合員の皆さんは、至急免除申請の手続きをされますようご案内いたします。

【締切りとなる免除要件】

- 東日本大震災により、組合員又は被扶養者の居住する家屋が全・半壊の被害を受けた場合
※ 他の要件については、引続き申請を受付けます。
※ 免除申請についての詳細は、いばらき共済平成23年9月号（No.271）をご覧ください。

【免除申請締切日】

- 平成23年11月30日（水）〔共済組合必着〕

お問い合わせ先 共済組合保険課 Tel 029 - 301 - 1413